

出産から復職後の手続き一覧(共済経理グループ)

手続きのイメージ

①産前休業

②産後休業

③育児休業

④育児短時間勤務など

出生

復職



子が3歳に到達

②「産前産後休業掛金等免除申出書」 (様式1) 提出

出産のための休暇の期間のうち、産前産後休業の期間は組合員本人の申出により掛金等が免除されます。

※産前産後休業とは

1. 出産日以前6週間(42日)から出産日後、8週間(56日)までの間、妊娠または出産を理由として勤務に服さない期間。
2. 出産日が出産予定日後であるときは、出産予定日以前6週間(42日)から出産日後8週間(56日)までの間、妊娠または出産を理由として勤務に服さない期間。
3. 多胎妊娠の場合は出産予定日以前14週間(98日)から出産日後8週間(56日)までの期間。

【添付書類】

- ・ 出産予定日が確認できる書類(妊娠証明書の写し等)
- ・ 出産日が確認できる書類(出産証明書の写し等)
- ・ 出産のための休暇の期間及び取得が確認できる書類(休暇簿の写し等)

【提出期限】

産後休業終了日まで

【提出先】

組合員
↓
所属所
↓
県職員・県費職員は共済経理グループ
市費職員は各市給与担当課

③「育児休業等掛金等免除申出書」 (様式3) 提出

育児休業期間中は、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの間、組合員本人の申し出により掛金等が免除されます。

【添付書類】

- ・ 育児休業を取得していることが確認できる書類(育児休業に係る辞令の写し・育児休業承認通知書の写し等)

【提出期限】

育児休業開始後、速やかに
(時効は2年間)

【提出先】

組合員
↓
所属所
↓
共済経理グループ

④「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」 (様式4) 提出

育児休業を終了した組合員が、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育するときに、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合、復帰後に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることから、組合員本人の申し出により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

※標準報酬育児休業等終了時改定は、従前の標準報酬月額と比較して、1等級でも改定します。(随時改定は2等級以上の差が生じることが条件)

【添付書類】

なし

【提出期限】

育児休業終了後、速やかに
(時効は2年間)

【提出先】

組合員
↓
所属所
↓
県職員・県費職員は共済経理グループ
市費職員は各市給与担当課